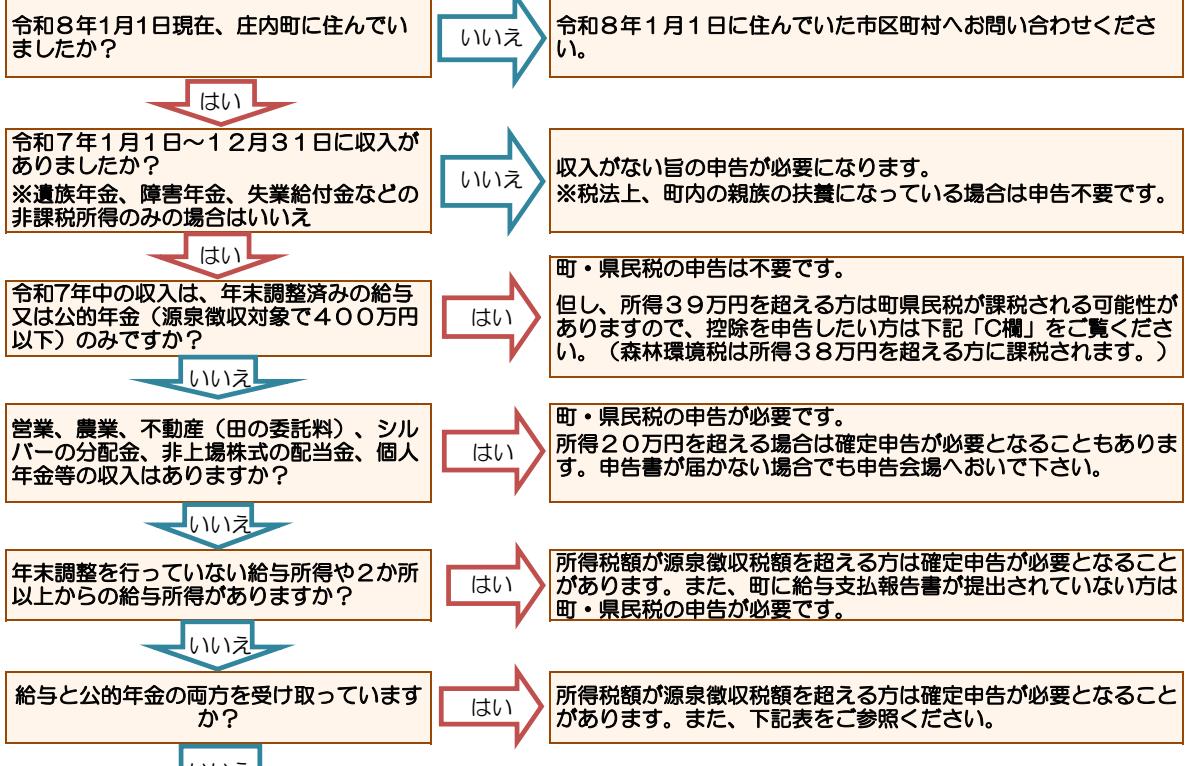


## あなたは申告が必要？不要？

下の図を使って、申告が必要かどうかを確認してみてください。

### ★スタート



表で該当する箇所を参照してください		給与収入0円	給与収入65万円以下	給与収入104万円以下	給与収入104万円超
公的年金収入	昭和36年1月2日 「以降」生まれ	年金収入0円	A	B	B
		年金収入60万円以下	B	B	C
		年金収入99万円以下	B	B	C
		年金収入99万円超	C	C	C
	昭和36年1月1日 「以前」生まれ	年金収入0円	A	B	C
		年金収入110万円以下	B	B	C
		年金収入149万円以下	B	B	C
		年金収入149万円超	C	C	C

A (収入0円の方)	申告の必要はありませんが、次にあてはまる方で扶養控除、配偶者控除の対象者でない場合は、「収入がない」旨の申告が必要です。 ※申告がないと国民健康保険税の軽減や税証明の交付が受けられないことがあります。 ① 国民健康保険、後期高齢者医療保険の加入者または家族が加入している世帯主（擬主） ② 国民年金の免除申請を予定している方 ③ 障害年金受給者、行政による給付対象者
B (所得39万以下の方)	申告の必要はありませんが、勤務先から町役場に給与支払報告書（源泉徴収票）が提出されていない方は申告が必要となります。（ご不明な点は住民税係にお問い合わせください。）
C (所得39万を超えた方)	次に当てはまる方は申告が必要となることがあります。 所得税又は住民税が課税になる方のうち ・ 医療費控除を申告する方 （領収書等により、あらかじめ集計の上「医療費の明細書」等を作成して） ・ 住宅をローン等で取得した方で、まだ控除手続きを行っていない方 （控除手続1年目の方は税務署で確定申告する必要があります） ・ 生命保険料控除、社会保険料控除、扶養控除、障害者控除、寡婦（夫）控除の申告をする方 (障害者控除・寡婦又はひとり親控除の申告により合計所得135万円まで非課税となります。）

上記の判定は目安ですので、所得や控除の状況によっては、確定申告が必要となることがあります。